

火災により被害を受けられた方へ

春日井市では、火災によりお住まいや身体に被害を受けてしまった方に対し、早期の生活の再建のため、各種支援を用意しています。必要に応じて、担当課へご相談ください。

問…問い合わせ先 申…申込先

要申請 り災証明書の発行 土日祝対応可 問申 消防署指揮調査担当(消防署2F) ☎0568-56-0119

自身で加入している保険の請求などに使用できます。
市の各種支援制度の利用に必要な場合があります。



必要書類：本人確認書類

要申請 市営住宅の提供 開庁日のみ 問申 住宅政策課企画担当(庁舎9F) ☎0568-85-6294

一時的に住まいを失った方に対し、生活を立て直すための期間(3か月、延長可能)、市営住宅の空き室を提供します。



必要書類：り災証明書
本人確認書類

注意事項

電気・ガス・水道等の契約を自身で行う必要があります。
場所は選べません。

要申請 災害見舞金の支給等 開庁日のみ 問申 福祉政策課福祉活動担当(庁舎3F) ☎0568-85-6198

お住まいが半焼以上となった場合や、お亡くなりになった場合に被害の程度に応じた見舞金を支給します。
日本赤十字社から毛布等を支援します。



必要書類：り災証明書

○その他の支援

被害に応じて、減免等の支援が受けられる場合があります。基準や必要書類などの詳細は、各課へ問い合わせてください。 ※市外局番はすべて「0568」

項目	問い合わせ先・申込先		項目	問い合わせ先・申込先	
個人市民税・県民税	市民税課(2F)	85-6093	国民健康保険税	保険医療年金課(1F) (受付は午後5時まで)	85-6156
固定資産税	資産税課(2F)	85-6105	国民健康保険給付の一部負担額		85-6157
都市計画税			後期高齢者医療保険料		85-6366
障がい福祉サービスの利用者負担額	障がい福祉課(1F)	85-6212	国民年金保険料		85-6160
介護保険料	介護・高齢福祉課(1F)	85-6182	発生した廃棄物の一部をクリーンセンターで処理する際の手数料	ごみ減量推進課(3F)	85-6221
介護サービスの利用者負担額			保育課(2F)	85-6202	水道料金等

春日井市役所

開庁時間
午前8時30分から午後5時15分まで
閉庁日
土曜日、日曜日、祝日、年末年始

このチラシの内容は、ホームページからも確認できます。



ページID：1039051